

## 令和4年度 京都市立堀川高校 校則等 (生徒手帳 各種規程より抜粋)

### (10) 服装規程

- ア 本校指定の制服を着用すること。
- イ 暦による着用の指定は、原則として行わない。ただし、指定日（儀礼的行事・校外学習など）を除く。
- ウ 化粧・染髪・パーマ・ピアスなどはしないこと。
- エ 身体的条件などの理由で、異装を必要とする場合は、HR 担任を通じて学校生活部に申し出て許可を受けること。
- オ スカートの丈を短くするなど制服を加工しないこと。

### [補則]

#### ア について

- \*入学時に各々が用意（購入）した制服（ブレザー・シャツ・ブラウス・パンツ・スカート・ネクタイ・リボン・セーター）を正しく着用すること。
- \*ベストの購入は自由、着用する場合は、学校指定のものを購入すること。
- \*防寒具は、ブレザーの上に着用する。
- \*靴は、ローファーまたは運動靴とする。

#### イ について

##### \*衣替えについて

基本的に自分の温度感覚、体調などに合わせて、夏服か冬服かを選択する。いわゆる衣替えの時期は決めない。

- ・5月～10月の間は、ネクタイ（リボン）着用は自由とする。

##### \*指定日（ブレザー・ネクタイ・リボンを着用しなければならない日）について

儀礼的行事日（入学式・卒業式・始業式・終業式）、校外学習、その他学校が必要と認めた場合